

公の施設の指定管理者の指定の件（健康づくりセンター）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
札幌市中央健康づくりセンター	札幌市中央区南3条西11丁目
札幌市東健康づくりセンター	札幌市東区北10条東7丁目
札幌市西健康づくりセンター	札幌市西区八軒1条西1丁目

2 指定管理者

札幌市中央区中島公園1番5号札幌市中島体育センター内

一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団

理事長 二木 一重

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(理 由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、中央健康づくりセンター
等の指定管理者を指定するため、本案を提出する。